

第14回協議の場「資料」 正誤表

頁	該当箇所	誤	正
2	「大気質・騒音・振動」 上段1行目	西之表市街地の資機材運搬車両走行ルート沿い <u>2か所で約1週間、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、 二酸化硫黄の調査を行いました</u>	西之表市街地の資機材運搬車両走行ルート沿い <u>の1か所で二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化 硫黄、風向・風速、もう1か所で風向・風速の調 査を、約1週間行いました</u>

# 馬毛島の自衛隊施設整備における環境保全措置等について

馬毛島における自衛隊施設の整備に際しては、施設整備開始前に公表した環境影響評価書に記載されている環境保全措置等を適切に講じながら、工事を進めています。これまで実施してきた措置等について、具体例を挙げて御説明します。

## 環境保全措置等を徹底するための取組

- ◆ 環境保全を万全なものとするためには、工事関係者1人1人に対し、環境保全措置の内容を周知徹底することが重要と考えています。
- ◆ このような考えの下、工事の進捗状況に応じ、工事受注者に対して配慮すべき動物や植物の周知を含む、環境保全措置等の内容について説明会を実施しています。  
【過去の開催実績と次回予定】
  - ・令和5年 1月18日
  - ・令和5年12月12日
  - ・令和5年11月29日
  - ・令和6年 6月(予定)
- ◆ また、馬毛島に初めて入島する工事関係者に対しては、都度説明を実施し、環境保全措置等の周知徹底を図っています。



説明会の様子

## これまで実施した環境保全措置等の一例

### <オカヤドカリ類への対策>

- ◆ 改変区域内のオカヤドカリ類を採捕し、改変区域外の海岸部（生息に適していると考えられる海岸付近の林縁部や砂浜等）に移動しています。
- ◆ オカヤドカリ類については、海岸部の改変区域の周囲に侵入防止柵を設置しています。



ムラサキオカヤドカリ



進入防止の仮設柵設置の状況

- ◆ 令和5年2月、4月、8月、10月、令和6年1月に、西之表市街地の資機材運搬車両走行ルート沿いの1か所で二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、風向・風速、もう1か所で風向・風速の調査を、約1週間行いました。調査の結果、環境省の定める「二酸化窒素に係る環境基準」及び「大気の汚染に係る環境基準」における、1日当たりの基準値を下回っていることを確認しています。
- ◆ また、令和5年2月、4月、8月、10月、令和6年1月に西之表市を含む種子島内の資機材運搬車両走行ルート沿いの住宅地近傍5か所で、平日及び休日のそれぞれ1日、自動車騒音及び道路交通振動の測定を行いました。測定の結果、全ての地点で環境省の定める「騒音に係る環境基準」及び「振動規制法に基づく要請限度」における基準値を下回っていることを確認しています。

## <濁水対策>

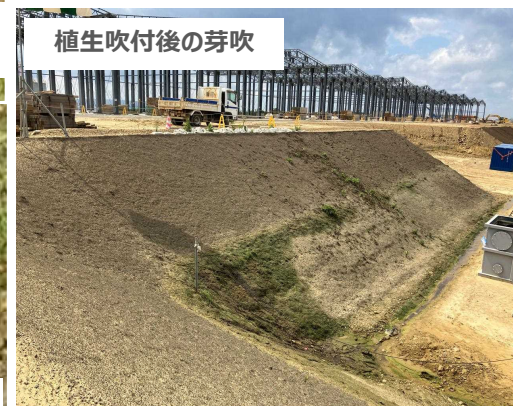
- ◆ 工事エリア内に仮設沈砂池を設置し、仮設沈砂池に溜まった水を、濁水処理施設を通すことにより、浮遊物質（SS）が環境省の定める「水質汚濁に係る環境基準」における水道1級（河川）の基準値である、25mg/L以下になるように処理した上で、排水しています。また、可能な限り浮遊物質を低減するよう、仮設沈砂池の排砂や濁水処理施設の定期的なメンテナンスも行っています。
- ◆ 変更後は、植生吹付等により裸地面を保護し、濁水の流出を抑制しています。
- ◆ これらの措置に加え、雨量の増加が予想される梅雨の時期や台風の接近が見込まれる際には、土嚢等を設置することにより、濁水が工事エリア外に流出しないよう、万全の対策を講じています。

仮設沈砂池と濁水処理施設

濁水処理中



濁水処理後



植生吹付後の芽吹

濁水処理後

